

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
	<p><b>第18章 水防管理団体の水防計画及びその作成要領</b></p> <p><b>第1 水防管理団体の水防計画</b> 水防管理者（町）は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。</p> <p><b>第2 水防計画の公表</b> 水防管理者（町）は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。</p> <p><b>第3 水防管理団体の水防計画作成要領</b> 水防管理団体（町）の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。</p>	